

大阪府告示第1422号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、次のとおり家畜の所有者に対し、消毒方法を実施することを命ずる。

令和5年11月30日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 実施の目的
監視伝染病の発生の予防
- 2 病名、実施の対象となる家畜の種類及び範囲、実施する区域及び実施の方法
別表のとおり
- 3 実施の期日
令和5年12月4日から同月31日まで
- 4 その他
詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。

別表

病名	家畜の種類及び範囲	実施する区域	実施の方法
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥（100羽以上所有する者）又はだちょう（10羽以上所有する者）	府内全域	畜舎の存する敷地（畜舎の周辺及び敷地の境界線の付近の部分に限る。）への消石灰等の散布